

タイトル	市民社会における「コミュニケーション」の意義とその哲学的基礎
著者	菅原，寧格；SUGAWARA, Yasunori
引用	北海学園大学法学研究，47(3/4)：385-397
発行日	2012-03-31

市民社会における「コミュニケーション」の意義とその哲学的基礎

菅 原 寧 格

1. 市民社会論の現在

わたしに与えられた課題は、市民社会における「コミュニケーション」の意義を哲学的観点から論じることである。だが、周知のように市民社会という言葉から観念される内容が、論者によって様々である。いったい「市民社会」とは何であるのか。そもそも「市民」とはどのような概念なのか。この種の議論はこれまでも繰り返し論じられてきたわけだが、市民社会について語ろうとするのであれば、やはりこうした概

念をめぐる問題を避けて通ることはできない。

そこで迂遠のようにみえるかもしれないが本稿の視角を明らかにしておくためにも、まずは現在の市民社会をめぐる議論状況を整理し、その上で「コミュニケーション」にかんする議論が有する意義や哲学的背景について若干の考察を試みることにしたいと思う。

2. 「市民社会」の理念

2-1. 「市民社会」の伝統的理解

日本では、市民社会の概念に関する研究として、マンフレッド・リーデル『市民社会の概念史』⁽³⁾が広く知られている。そのリーデルによれば、「市民社会 *bürgerliche Gesellschaft*」は、アリストテレス以来伝承され、およそ一八世紀中葉にいたるまで通用した、古い言語伝統においては、*ビュルグェアインツク*《市民・団体》ないし《市民共同体》⁽⁴⁾といったことを意味する」ものとして観念されている。そして市民社会とは、まづもって古代ギリシアのポリスに端を発する伝統的な概念であり、政治的動物としての「人」がまさにホモ・ポリティクスとして存在する様態とその結合様式を示すものであったという理解が示されている。このように、リーデルは、ひとまず「市民社会」を「政治的支配形式つまり《国家》と同意味ないし同義語」として捉えるところから始めているが、⁽⁵⁾こうした理解は日本の市民社会論の文脈においても一般的に受容されてきたところでもある。

しかしながら、このような政治的なものの概念と結びついた市民社会像には、「人」に対するある決定的な前提があったことを確認しておかなければならない。それは市民社会という政治的な人間共同体において起こりうる非政治的な事柄、すなわち経済的な事柄や私的領域に属する労働や仕事につい

ては、これを女性や奴隷がもつぱら担うべきであるといった見方である。市民社会における「人」とは、そうした私的領域に属する経済的な事柄ではなく、公的領域に属する政治的なものに携わるホモ・ポリティクスという存在であり、あくまでもみずからの意志に基づいて政治に参画すると同時に、そのような統治に対してはみずから服する主体として観念されていた。

したがって、ここで示されているのは、ホモ・ポリティクスとしての「人」によって形成される、主に公的領域で展開される人間空間を指すものとしての、「市民社会」という概念理解に他ならない。リーデルは、アリストテレスによって規準化された市民社会の概念において、「市民は、《国家》と同視される市民社会の成員として、《家》という私的領域に属するのではなく、逆に《私的なもの》を支配しつつ、家の主人として労働と経済的生産の領域から解放されているからこそ、市民でありうる」と規定している。⁽⁶⁾

2-2. 近代以降の「市民社会」

もとより、このような「市民社会」が従来から理解されてきた市民社会の重要な側面を明らかにしていることは確かだ

ある。だが、これまた広く知られている通りではあるけれども、近代以降の市民社会理解一般が、必ずしもこうした見方と一致するわけではないことに注意しておかなければならない。そこで次に近代以降の「市民社会」についても、簡単に整理しておくことにしたい。代表的なものとして、ここではヘーゲルとマルクス主義の文脈による理解を確認しておくことにしよう。⁽⁷⁾

ヘーゲルによれば、「人」とは「欲望の体系」に組み込まれた主体、すなわち「欲望の主体」にすぎず、したがって市民および市民社会が端的に「市民」および「市民社会」としてのみ存立することは不可能である。また、不可能であるばかりか、ヘーゲルによるとそうした「欲望の主体」は「人倫」に反し不適切でさえある。そこで彼は、「欲望の体系」のなかで生きる「欲望の主体」によって成立する「市民」および「市民社会」と、それに対して客観的な正しさを与え統御する「国家」という政治的領域とを明確に区別すべきであると主張する。そして政治的な事柄については「市民社会」の外部において国家官僚が担うべきであるとの理解が示された。なぜなら、ヘーゲルにおいては、「欲望の主体」である「市民」があくまでも私的に織りなす「欲望の体系」が「市民社会」であ

る以上、公的な観点から「市民社会」を統御するプロセスが重要であると考えられ、官憲国家の成立が不可避なものとして解されていたからである。

いずれにせよ、ヘーゲルにおいては、ホモ・ポリティクスとまったく対照的なホモ・エコノミクスとして、「市民」および「市民社会」は性格づけられていた。この点について、リールは、次のように述べている。「アリストテレスからカントにいたる政治学の伝統の言語用法に従うと、国家はおおまかに市民社会と名づけることができるが、……それに対してヘーゲルは、国家の《政治的》領域を、社会のいまや《市民的》となった領域から区別する。そのさい《市民的》という形容詞はその本来の意味に反して、……もはや《政治的》と同じ意味をもつものとしては使われない」、と。

また、マルクス主義の文脈においては、「市民」とはブルジョアのことであり「資本家」という階級を指すものとして第一義的には捉えられていたことにも注意をしておく必要がある。ここではヘーゲルと同様に、「市民」を「欲望の主体」として措定した上で、「市民社会」とは「資本家」に対する「労働者」という階級があつてはじめて成立する経済的営為の総称、すなわち「欲望の体系」として捉えられていた。もつと

も、マルクス主義の文脈においては、このような「市民」および「市民社会」は解体し克服されねばならないものとして観念されることになるわけだが、重要なのは、マルクス主義にせよヘーゲルにせよ、ある共通した「市民」および「市民社会」に対する理解があるように思われる、ということである。

両者に共通しているのは、「人」と「人」とによって取り結ばれる関係が必ずしも血縁・地縁といった垂直的な要素によって形成されるのではない、という見方、すなわち、そこでモデルとされる「人」の関係というものは、契約に基づく水平的な人間関係によって形成される社会である、という見方である。水平的というものは、自由で独立した「人格」として把握された「市民」の存在を規範的な前提として、そのような「市民」による「自由で独立した諸人格の間で自発的に取り結ばれる対等な関係によって編成される社会」として「市民社会」が形成される、という在り方のことである。⁽⁹⁾

3. 日本における「市民」と「市民社会」、市民社会論の意義

3-1. 戦後日本における「市民」および「市民社会」の意義

ヘーゲルやマルクス主義の文脈では、「市民」や「市民社会」はもっぱら経済的なものに関わる存在として規定された上で、克服の対象として捉えられたわけだが、戦後の日本社会では、必ずしもそのようなネガティブな面からだけ「市民」や「市民社会」という概念が受け止められたわけではなかった。戦後の日本では、明治憲法下における家父長制的な家制度や王権神授説的な權威主義的国家観をどのようにして克服していくかが喫緊の課題として浮上してきたからである。ここでは、戦前の日本で「君主」に対する「臣民」にすぎなかった「人」を、日本国憲法で表現される「主権者」として、権利の主体として、どのように位置づけなおしていくのかがまづもって課題となった。

したがって、このような文脈において重視されるべきは、日本国憲法体制を支えるような秩序形成に参与するアクターとしての「市民」が観念され、そうした「市民」と「市民」

の合意に基づき成立する共同体としての「市民社会」が觀念されるようになったということ、そうすることによって明治憲法下における国家観は相対化されるとともに、批判されるべき対象として明確に捉えられるようになったということである。それも潜在的にそのような意味があったというのではなく、「市民」および「市民社会」の概念は、戦後民主主義や戦後日本におけるマルクス主義研究の展開をはじめとする様々な思想状況とも相俟って、旧体制や既成性を打破するにあたって大きな役割を果たしてきたということ、このことには注意をしておく必要がある。実際、そこで得られた成果と経験は、世界各地で同時期に出現した様々な「新しい社会運動」とも連動しつつ、日本社会においては新たな法的・政治的的局面を切り拓いていく一助となった面があったといえる¹⁰⁾。

3-2. 日本における市民社会論の現在

もっとも、現在の市民社会論が置かれている状況はどうなっているのかと問い返してみれば、「リスク社会」の進行に伴う政治・経済の不確定性と予測不可能性の常態化という現象に対して、必ずしも十分に対応しきれていないのではない

だろうか。たとえば東日本大震災から明らかになったのは、今回の出来事を一括して自然災害と呼ぶのが躊躇されるような甚大な被害が人的要因によっても惹き起こされた、ということであった。もちろん、こうした事態、すなわち予測可能な範囲を超えた「想定外」の事態によって、不確定性に満ちた原発問題が実は日常的に存在していたということが、問題関心として市民の間では共有されるに至ったというのであれば、それは確かである。だが、実際に事故が起きる前にここまで広く原発の問題性が市民社会の間で共有されていたかといえ、そうではなかったし、現在享受している経済的な生活水準を下げてまで原発に反対するような市民運動がこれほどまでに盛り上がりをもせたこともなかったのではないだろうか。その後の経緯をみれば明らかだが、日本では市民の関心が高まれば高まるほど、原発事故に対して適切な処置をとることができなかった政治と行政の無策が続々と露わになり、政治と行政に対する信頼は著しく損なわれてしまった。

とはいえ、もちろん私たちがポリス期の「市民」のようなホモ・ポリティクスの再興を目指せばよいということにはならないし、ヘーゲルの意味での官憲国家が既に機能不全に陥っているのを尻目に、「経済人」として「欲望」を追求する

主体、すなわちホモ・エコノミクスとしての「市民」および「市民社会」を構想していればよいということにもならない。今回の原発事故を通じて明らかになった問題の核心は、漸次的発展を前提とする資本主義経済モデルとそうしたモデルに対して適的な政策を実現することにプライオリティを置く政治に対しての、重大な異議申し立てであるということにある。したがって、このような動向を直ちにマルクス主義的意味でのブルジョアの市民の側による権力支配への批判としてのみ消化するのは、またこれも決定的に不十分であることは確認しておかなければならない。

4. 現代社会で求められる「コミュニケーション」の在り方

4-1. 国家のカウンター・パートとしての「市民社会」
現在の日本社会が置かれている状況は、決して世界的に特殊なものというわけではない。いうまでもなく、原発事故によって生じた地球環境やエネルギーをめぐる様々な問題は、地域や一国の範疇を超えて、全世界的に取り組むべきグローバルな問題だからである。仮に水平的な人間関係に基づく「市民社会」の議論を前提にするのであれば、そこで決定的な意

味を持つのは構成員相互の意思疎通の在り方についてであろう。グローバルな問題と取り組む「市民」の連帯を問題とするのであれば、地縁・血縁、あるいは身分制社会のように、人間関係が垂直的かつ自明に決まっていることで良しとするわけにはいかない。

確かに、水平的な人間関係としての「市民社会」をどのようにに観念するのかという問題は容易ではない。リードルがいうように、ゲゼルシャフトとゲマインシャフトという対概念でさえ二元論的に対立させておけば足りるという話ではなく多くの検討すべき余地は残されているし、⁽¹²⁾翻ってみれば「市民社会」を安直に定式化することは差し控えなければならないとする視点も理解できない。だが、現代社会の人間共同体において、構成員相互の意志は、共同体の歴史的・文化的文脈という制約下に置かれながらもどのようにコミュニケーションし合っていくべきなのか。各人の間で、社会の内部で、そして異なる社会間で、いかにして多元的で多層的なコミュニケーションを模索していくべきなのかということは、今後の「市民」および「市民社会」の在り方を展開しようと志向する市民社会論においては不可避の課題になるだろう。

それゆえ、もはや「市民社会」を国家と同視するような意

味での政治的領域としてのみ捉えたり、自由市場が成立する条件として経済的領域としてのみ捉えたりするのでは不十分である。必ずしも国家によって語り尽くされることのない、語り尽くすべきでもない人間共同体の公共性に関わる問題を、「欲望の主体」とは一線を画しつつコミュニケーションし合えるような領域が求められているのであつて、その意味では、本稿の問題関心はハーバーマスが展開してきたような議論の延長上にある。¹³⁾「人」が社会空間において、いかに自己統治と自己実現という価値を現実のものとしていくべきなのか。それを可能にする「市民社会」という領域の再編や、そうしたところで要請される「コミュニケーション」についての検討が今後はますます必要になる。それも、地域規模や世界規模での「コミュニケーション」とそれを可能にする論議や法的基盤の整備が必要になる。

問題を一步進めてみるならば、あらゆる分野で細分化・専門化が進み、全体像が一概に捉えにくくなっている現代社会において、ハーバーマスがいうような意味で「反事実的」であるかもしれないが必ずしも「理想的発話状況」に置かれているわけではない「人」にとつて、一体どのようなタイプのコミュニケーションを構想できるのが課題になる。たとえば

ば、日本の東日本大震災に限らず、チュニジアに端を発しエジプトからリビアへと広がった一連の革命的事件を通じて注目を集めたツイッターやフェイスブックのようなリアルタイムネットワークは、どのようなコミュニケーションの在り方を生み出したのだろうか。あるいは、現実に対してどのようなコミュニケーションを生み出したことになったのだろうか。そこに、どのような規範的意味を見出すことができるだろうか。もちろん、こうした問題に対する評価を容易に下すことはできないが、以下では、こうした現代的なコミュニケーションの在り方をも視野に入れつつ、カール・ヤスパースの議論を通じてその哲学的意義について若干の検討を試みることにしたい。

4-2. カール・ヤスパースのコミュニケーション論

ヤスパースは、みずからの名著『哲学』のなかで、「人」と「人」がなしうるコミュニケーションの理念として「実存」によるコミュニケーションの在り方を構想している。¹⁴⁾そこでは「愛しながらの闘い」としての「実存的コミュニケーション」を繰り広げるなかで、「人」自身みずから何者であるのかを認識し、とるべき態度や行為を反省的に知ること、「人」は

「実存」するという指針が描かれている。

ヤスパースの実存思想は必ずしも明快で論理的に示されているわけではないが、ここで注目しておきたいのは、彼のなかでは必ずしも実存的とはいえないタイプのコミュニケーション・シオンも構想されていたことである。ヤスパースによると、それは、今そこにただ存在しているものという「現存在」によつて繰り広げられる「現存在的コミュニケーション」と呼ばれるコミュニケーションである。ただ、ヤスパースにとつてのこの「現存在」とは、「実存」になりうる存在であるにもかかわらず、少なくとも現状では「実存」してはいないという意味での「可能的実存」でもある。したがつて、「実存」とはただ単に「実存」としてのみ捉えることができることとされる一方で、そうした「実存」は、「可能的実存」としての「現存在」とも不可分な「人」の在り方の一面を表現しているものとして理解されなければならない。

また、ヤスパースのコミュニケーション論は、ウェーバーの「価値討議」をめぐる議論と連続的な関係に立つことから、行為論の一つとして理解することができる。⁽¹⁵⁾それゆえ、「現存在的コミュニケーション」においては、当該行為を目的と手段の関係に即してカテゴライズし、場合によっては他者を単

に手段としてのみ扱い、必ずしも他者自身の存在自体を目的としては扱わないような場合も想定されている。もちろん、このように他者を単に手段としてのみ扱うような倫理的に問題がある立場とは異なるものとして、「実存的コミュニケーション」は想定されている。だが、ヤスパースは人間の「実存」という理念に関わる「実存的コミュニケーション」のみを哲学していたのではなく、現状の法制度や政治制度、社会システムに対して合理的に適応しうるか否かをめぐつて——いわば各人がそれぞれの「役割」を果たすなかで——成立する「現存在的コミュニケーション」についても十分自覚し、「可能的実存」における「コミュニケーション」としてそれを捉えていたのであつて、このことが看過されてはならない。

それゆえ、実存思想に対する理解という観点からみると、ヤスパースの特徴は、「現存在」それ自体をハイデガーのように「頹落」とはみなしていなかった点に求められなければならないだろう。むしろ「現存在」としては満足しえない存在が「人」であり、だからこそ、そうした「人」は異議申し立てとしての「コミュニケーション」——ヤスパースによつてそれは「愛しながらの闘い」と呼ばれる——を展開するのであつて、その追究がみずからの存在に関わるという意味で真摯な

ものであればあるほど、そうした「コミュニケーション」は徐々に「実存」的なものへと移行せざるをえないと考えられていた。少なくともヤスパースが構想した「実存」については、「コミュニケーション」を通じて現れてくる「人」の様相として理解することができると、されるのでなければならぬ。

5. 「本来」の自己と「役割」を果たす自己

では、ヤスパースがいうような「コミュニケーション」は、市民社会論においていかなる意義を持ちうるだろうか。先ほど検討したように「市民社会」では、契約をモデルとした水平的な人間関係を基礎とする以上、それに伴うだけのコミュニケーションが不断に要請されるものと想定される。だが、しかし同時に、そこにはある重要な問題も潜んでいる。というのも、そのような「市民社会」において、「人」は、一方でみずからの欲望や利益を追求する（あるいはその克服を目指す）者としての「本来」の自己を抱えつつ、他方で「市民社会」の一員として何らかの「役割」を担う自己を創出する構成員であることが期待されているからである。ポイントは、後者がもつばら「市民社会」と関わる問題であるのに対し、

前者は必ずしも「市民社会」にのみ関わる問題というわけではないという点にある。

「人」によつてはみずからの欲望や利益が現実社会の問題と無関係に構成される場合もありうるだろうが、「市民社会」というフィールドにおいて、「人」は、「役割」を果たすことによつて同定される自己とそれとは全く別の次元で捉えることができる「本来」の自己との間で、多かれ少なかれ引き裂かれてしまう可能性に直面する。また、そのことの裏返しとして、「役割」を果たす自己と「本来」の自己と、双方の自己を何らかの形で編み合わせつつも、首尾一貫した「人」——人格——として自身の対応を説明する必要に迫られるなど、日常生活の様々な場面において往々に生じる問題がある。

したがって、「市民社会」を国家と同視し政治的なものを扱う公的領域としてのみ捉えたり、ブルジョア的市民が「欲望」を充足するような経済的空間としてのみ捉えたりすることを否定したとしても、こうした問題が消えることはない。むしろ、従来の市民社会論を踏まえたうえで、改めて「市民社会」という領域を再構成し、「本来」の自己と「役割」を果たす自己とが極端に乖離せずに済むような、自己統治と自己実現という価値を現実のものとしていく道が模索されなければなら

ない。それも各人が置かれた具体的な問題状況のなかで。仮にヤスパースであれば、ここでの「本来」の自己を「実存」として考え、「役割」を果たしている存在を「現存在」として捉えるかもしれない。だが、このいずれの局面においても、「実存」が「可能的実存」としての「現存在」と分離していたわけではないように、連続した「人」として「何らか」のアスペクトを持つことに変わりない⁽¹⁶⁾。

では、みづからがこのように分裂してしまうかもしれない存在であることを認めた上で、なお自己統治を志向し自己実現を果たすことができる自分自身とは一体どのような「人」であり、またそのような「人」はどのようにして他者と関わっていくことができるのだろうか。おそらくこの問題を解くカギは、そのような「人」が「市民」として行う「コミュニケーション」の仕方という方法論上の問題のみならず、「コミュニケーション」を通じて不断にかつ再帰的に生成している「市民社会」の在り方いかんにかかっている。「人」は、既存の法・政治制度や社会システムと適合的に生きる——「役割」を果たす——と同時に、「実存」的な生としても「本来」の自己を探究し実現していくような存在である。したがって、契約的な水平的関係を相互に取り結ぶからといってナイーヴ

な法的人格に留まり続けたり、あるいはそれとは逆に、他者存在とは無関係にひたすら内面的に実存的人格の在り方を哲学的に探ろうとしたり、そのどちらかを行うだけで、「人」が満足することはできないだろう。むしろ、その両面に潜む問題は「コミュニケーション」を通じて明らかになってくるとともに、「コミュニケーション」を通じてより深い理解を「人」に対してもたらすという「仕掛け」になっているのであって、そうした「仕掛け」に「気づく」ことができるかどうかではないだろうか。

現代のように「想定外」の事態が頻出する「リスク社会」においては、ヤスパースのような実存思想は、ある種の「コミュニケーション」哲学として、「市民社会」論を支える社会哲学の一つとして、現代的にリメイクしていくことによって、その理論的可能性の広がりを示す。現代市民社会論がそうした方向でその概念を膨らませ、未来志向のコミュニケーションを選択しようとするのであれば、ヤスパースのようなタイプの「コミュニケーション」哲学が沈黙することはない。むしろ、どのようなタイプのものとしてリメイクしていくのか、必ずしも視界が開けているわけではない。だが、新聞やラジオ、そしてテレビといった従来型のマス・メディアとは

異なるツイッターやフェイスブックのようなリアルタイムコミュニケーションが日常的なコミュニケーション・ツールとして広がりを見せるなか、社会内存在として変容していく「人」や「コミュニケーション」の在り方はどのように理解すべきなのだろうか、という問いが尽きることはない。「市民社会」論に対して、「コミュニケーション」をめぐる法哲学の寄与すべき課題がここにある。

注

- (1) 本稿は、二〇一一年八月一日〜一九日にドイツ・フランクフルト大学で開かれた「法、科学、技術」を統一テーマとした第二回法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）の分科会「市民／社会の役割と国家の責任」（座長…大野達司教授（法政大学））で行った報告のために準備した草稿を補筆したものである。当日は時間的制約から内容を極度に切り詰めた上で報告せざるを得なかったことから、その場において必ずしも示し得なかった議論枠組みを記録しておくとともに、報告後に寄せられた批判を今後の研究へと活かすべく、その出発点として銘記しておくことにした次第である。その意味で本稿はヤスパースの「コミュニケーション」論に倅差す現代市民社会論として必ずしも十分なものとはいえないが、いずれ改めてその点については補う機会を持ちたいと考えている。

る。また、本報告の問題関心や枠組みと深く関わるものとして、大野達司「市民／社会の役割と国家の責任」についてや那須耕介「市民社会とその非政治的基盤について」（いずれも『法哲学年報二〇一〇—市民／社会の役割と国家の責任』（有斐閣、二〇一一）所収）を参照。

- (2) 以下、本稿における「市民」および「市民社会」に関する議論の整理については、今井弘道「市民社会」と現代法哲学・社会哲学の課題」（今井編『新市民社会論』（風行社、二〇〇一一）を参照。

- (3) M. Riedel “Bürger, Staatsbürger, Bürgertum”/“Gesellschaft, bürgerliche”/“Gesellschaft, Gemeinschaft”, in *Geschichtliche Grundbegriffe*, hrsg. von Brunner/Conzel/Koselleck, Bd. 1-2, Klett-Cotta, 1972-1974（リーデル（河上倫逸・常俊宗三郎編訳）『市民社会の概念史』（以文社、一九九〇））。

- (4) Riedel, “Gesellschaft, bürgerliche”, in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, S. 719（同右一一頁）。

- (5) *Ibid.*, S. 720（同右一二頁）。

- (6) *Ibid.*, S. 723（同右一六頁）。

- (7) この点について、リーデルは、近代以降の世界においては市民社会という術語が持つ同音異義の問題が生じており、時代や状況に関わらず不変のものとしては通用でなくなってきたことを指摘している（*Ibid.*, S. 720（同右二二頁））。
- (8) *Ibid.*, S. 779（同右八九頁）。またリーデルは、ヘーゲルが

『法哲学』のなかで「市民」という用語をフランス語では「ブルジョワ」と「シトワイヤン」とで明確に区別していることについて触れ、ドイツ語でこのように「市民」が併せ持つ二重性、すなわちホモ・エコノミクスとしての「市民」とホモ・ポリティクスとしての「市民」を使い分けることがいかに困難であるかということについて言及してゐる(Riedel, "Bürger, Staatsbürger, Bürgertum", in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 1, S. 707-708 (同一七九—一八〇頁))。

(9) 今井編『新市民社会論』三六五—三六六頁

(10) ここでは、田中成明『裁判をめぐる法と政治』(有斐閣、一九七九)において典型的に示されているような現代型訴訟のような問題を念頭に置いているが、戦後民主主義やマルクス主義をめぐる問題も含め、これらについての掘り下げた研究は今後の課題としたい。

(11) 賛否両論あるにせよ、今回の原発事故の報に接してドイツ政府がみずから下した決定を一八〇度覆し、二〇二二年までに原発を廃止する方向へと舵を切り、政治主導の政策実現を訴えたことによって多くの支持と共感を得たのとはまさに対照的であった、というべきである。

(12) Riedel, "Gesellschaft, Gemeinschaft", in: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2 (リーデル前掲書第三章) を参照。

(13) ハーバーマスは『公共性の構造転換—第二版』の序言で『市民社会(Zivilgesellschaft)の再発見』にみずからの主眼があり、ヘーゲルやマルクス以来の慣行となっている「(政治的)

市民社会societas civilis」から「(脱政治的・経済的)市民社会bürgerliche Gesellschaft」へと翻訳する流れに乗るのではなく、クラウス・オッフエがいうところの「アソシエーション関係(Assoziationsverhältnisse)」に則った非国家的・非経済的な人間の結合関係の在り方を模索している(J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990*, Suhrkamp taschenbuch, 1990, S. 45-46. (細谷貞雄・山田正行訳『公共性の構造転換—第二版』(未来社、一九九四) xxxvii—xxxviii頁))。

(14) 以下、ヤスパースの議論については、K. Jaspers, "Existenzerhellung", in *Philosophie II*, Springer, 1932' および拙稿(注15)を参照。

(15) ヤスパースの「コミュニケーション」、ウェーバーにおける「価値討議」の議論との連続性については、拙稿「価値相対主義問題の「克服」のために——ウェーバーからヤスパースへ」(北大法学論集五九巻二号)および「M. ウェーバーとK. ヤスパースにおける価値思考の法哲学的意義(1)——(7・完)」(北大法学論集五八巻一号〜五九巻一号)を参照。

(16) この「何らか」が何であるのかを説明するのは困難である。ただ、ヤスパースは主観化や客観化あるいは対象化する形で「実存」を理解することについては、はっきりとこれを拒絶している。

〔付記〕

本稿は、法政大学ボアソナード記念現代法研究所の支援による研究成果の一部である。